

デジタルで

静岡市の中小企業が

変わるために。

# 中小企業等デジタル活用事業補助金



上限

# 50

万円

(補助率2/3)

事業環境の変化に柔軟に対応していくためにITを導入し、経営の効率化及び生産性の向上を目指す中小企業等を支援する補助金です。

**申請受付期間**

**令和6年8月7日(水)～9月13日(金)**

## こんな課題が解決できます

インボイス対応の環境を整えたい



会社の会計ソフトがインボイス対応できていない

会計システムと請求書システム、税理士による伴走支援

在庫管理システムで業務効率化したい



在庫管理に時間がかかっている

在庫管理システムと周辺機器を導入し、業務効率化！

ECサイトを導入して売上を上げたい



既存事業での売上が伸び悩んでいる

ECサイト構築とWEBマーケティング専門家による支援

新サービスを生み出したい



物価高騰の影響下でも利益率を上げたい

独自のシステムを構築し、新サービスを提供

静岡市 デジタル活用 補助金

詳細(HP)はコチラ →



補助金に関する問合せフォーム

※原則、右記問合せフォームからのみ問い合わせを受け付けます。



# 補助金概要

対象者  
補助率  
補助額

対象 静岡市内に事業所を有する中小企業 等  
補助率 補助対象経費の2/3  
補助額 上限50万円(千円未満切捨て)

対象となる  
事例

■クラウド型の在庫管理ツールの導入  
■店舗販売店によるEC販売システム導入  
■キャッシュレス決済端末の導入 etc.

募集期間

令和6年8月7日(水)～9月13日(金)

申請方法

### 原則、電子申請で申請

電子申請が困難な場合のみ、資料を印刷し、産業振興課宛て郵送してください。  
〒424-8701 清水区旭町6番8号  
静岡市役所 産業振興課  
経営支援係 デジタル活用事業補助金担当 (9/13必着・当日消印無効)

その他

「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイトにおいて宣言を公表している事業者については、審査において加点を行います。  
詳細は右記QRコードからご確認ください。 <https://www.biz-partnership.jp/>  
※9/13までにポータルサイトにおいて公開済みであることが必要です。



## 申請の流れ



①経営課題を洗い出し、ITツール等の見積徴取を行う

②交付申請書及び事業計画書の作成

③「デジタル分野の知見を有する者」※1に意見書の作成を依頼

④申請書を提出(8/7～9/13)

⑤交付申請後静岡市による審査・結果通知(9月下旬頃HP上にて公表)

⑥交付決定通知受理後、補助事業実施(設備導入)※2/14までに実施

⑦事業実績報告(R7/2/28(金)×切)

⑧補助金額の確定・補助金交付(実績報告後随時)

※1「デジタル分野の知見を有する者」

- ① 国のIT導入補助金のIT導入支援事業者として登録実績がある者
- ② 静岡商工会議所が実施する「ITなんでも相談窓口」のIT活用アドバイザー又は経営指導員・補助員
- ③ 静岡市清水商工会の経営指導員(蒲原、由比、興津、庵原、小島、両河内地区に事業所がある方のみ)
- ④ 経済産業省のIT導入支援事業者としての登録実績と同等の経験・知見を有すると認められる事業者(IT関連事業者等)

※ 申請にかかる注意事項

- ① 交付決定日より前に発注・契約・支払等を行っている費用は、補助の対象となりません。
- ② R2中小企業等IT活用事業臨時補助金採択者、R3-5年中小企業等デジタル活用事業臨時補助金採択者は、応募することができません。
- ③ 採択者は、HP上に事業者名と事業名が公表されます。

## 「ITなんでも相談窓口」とは



ITなんでも相談窓口では、中小企業に必要なIT全般について、相談を受け付けています。お気軽にご相談ください。

静岡商工会議所

静岡事務所

054-253-5113

清水事務所

054-353-3402